

議案第 3 1 号

社会福祉・援護関係事業の取扱いについて

社会福祉・援護関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 各市町に共通の各種福祉団体及び補助金等については，合併時に，宇都宮市の団体へ整理統合する。ただし，河内町が実施している福祉団体（町軍恩連河内支部，ボランティアひまわり）への補助金については，概ね 3 年を目途に廃止する。
- 3 上三川町，上河内町，河内町が実施している日本赤十字社事務については，宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。
- 4 上三川町が実施している社会福祉施設小規模整備費補助金については，宇都宮市の制度に統一する。
- 5 上河内町，河内町の民生委員を兼務する福祉委員については，民生委員の制度に統一する。

協定項目	社会福祉・援護関係事業の取扱いについて			所管専門部会名	保健福祉専門部会
調整の方向性	1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 各市町に共通の各種福祉団体及び補助金等については，合併時に，宇都宮市の団体へ整理統合する。ただし，河内町が実施している福祉団体（町軍恩連河内支部，ボランティアひまわり）への補助金については，概ね３年を目途に廃止する。 3 上三川町，上河内町，河内町が実施している日本赤十字社事務については，宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。 4 上三川町が実施している社会福祉施設小規模整備費補助金については，宇都宮市の制度に統一する。 5 上河内町，河内町の民生委員を兼務する福祉委員については，民生委員の制度に統一する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市		上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
民生委員・児童委員					
民生委員への費用負担 民生委員数 6 5 9 人		5 2 人	2 1 人	5 8 人	宇都宮市を基準に調整
民生委員推薦会 推薦会委員数 1 4 人		1 4 人	7 人	7 人	民生委員 児童委員推薦会については宇都宮市の組織に統合する。また，各町の組織については，新市における地区準備会とし，宇都宮市の制度を基準に統一する。
福祉委員					福祉委員については，民生委員と同じ役割を行っていることから，上河内町，河内町の制度を廃止する。
制度の有無 ×		×	○	○	
報酬等の有無 ×		×	○	○	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
法人・団体				
社会福祉協議会補助金				合併までに方向付けを行い、速やかに調整する。
人件費補助 ○	○	×	○	
事業補助 ○	○	○	○	
社会福祉基金事業				合併までに方向付けを行い、速やかに調整する。
社会福祉基金 ○	○	×	×	
地域福祉基金 ○	×	×	×	
戦没者・戦没者遺族				
戦没者追悼式				追悼式は、合併時までに宇都宮市の制度に統一し、現行各町で実施しているものは地区慰霊祭として引継ぎ実施する。
主催者 市	町	社協	町	
遺族会				各市町の遺族会は、宇都宮市の遺族会に統合し、各町の遺族会は地区遺族会に位置付けるため、補助金についても宇都宮市の制度に調整する。
支出方法 市社協補助金	町補助金	町補助金	町補助金	
各種団体補助 ×	×	×	町軍恩連河内支部 55千円 ボランティアひまわり 100千円	河内町のみのも事業であり、3年を目途に廃止の方向で調整する。

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
日本赤十字社				
日本赤十字社員募集事務 ×	○	○	○	各町で実施している日本赤十字社事務は、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。
災害救援物資・弔慰金交付事務 ×	○	○	○	
赤十字奉仕団事務局 ×	○	○	○	
社会福祉施設				
社会福祉施設小規模整備費補助金交付事務 ○	単独補助有	×	×	各町で実施している事業は、合併時までには宇都宮市の制度に統一する。
高齢者福祉（老人保健）施設の整備費補助金交付事務 ○	単独補助有	単独補助有	単独補助有	
障害者福祉施設の整備費補助金交付事務 ○	単独補助有	単独補助有	単独補助有	
児童福祉施設の整備費補助金交付事務 ○	単独補助有	単独補助有	単独補助有	
総合福祉センターの管理				
施設の有無 ○	×	×	○	宇都宮市を基準に調整
委託先 社協			社協	

社会福祉・援護関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

3市町村で実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、福祉制度の充実に努めるものとする。

イ 福山市の例（平成15年2月3日合併 編入 1市1町）

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

- 1 事業の実施、諸制度の運用にあたっては、内海町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。
- 2 福山市社会福祉協議会と内海町社会福祉協議会は、合併時に統合するものとする。ただし、具体的な内容については、両協議会が協議をする中で調整を図るものとする。

ウ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

エ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

- 1 地域福祉計画については、現行のとおりとし、計画見直し時に調整する。
- 2 民生・児童委員の委員構成については、現行のとおりとし、合併後の改選時に調整する。
なお、民生・児童委員活動費については、長野市の制度に統一し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の福祉委員制度は廃止する。
- 3 生活保護関係事業については、長野市の制度に統一する。
- 4 福祉医療費給付事業については、長野市の制度に統一する。

5 戸隠村の授産施設については、本場 1 施設に整理し、長野市に引き継ぐ。

6 その他の福祉事業については、長野市の制度に統一する。

オ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

1 地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

2 地域福祉センター管理運営事業については、現行どおりとする。

3 生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、社会福祉施設整備資金にかかる利子補給事業については、平成 17 年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。